

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.34 (2010年1月)



NPOみなまたの設立から今年は丸9年を迎えます。今は、4つの介護事業所に47人の職員が働き、41人の方々に利用していただいています。

認知症のお年寄りのどんな言葉、行動も、まずは「受け止め、受け入れる」心の広さ。そして、なじみの関係ができるまで、「焦らず、あきらめない」。人間味あふれるケアによって、どんなお年寄りも次第に心を開いてくださいます。介護はやりがいのある仕事です。

今年も、入居者、利用者みなさんのたくさんの笑顔に出会えるよう、職員一同頑張ります。

☆写真：NPOみなまた忘年会のあとで（2009年12月17日）

介護施設は当然のこと一年365日、休みはありません。全職員が参加できるわけではありませんが、年一度の忘年会は、職員同士の貴重な交流の場です。



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年の総会で代表理事に選ばれました。まだ、不慣れですが、本年はその重責の一部でもきちんと果たすことができるように、新たな決意で臨みたいと思います。

2001年4月に7人で始めた私たちの事業も、事業所は4ヶ所に、職員も47人になりました。介護保険制度の下での運営の厳しさには変わりありませんが、NPOみなまたの会員の皆様はもとより、ご利用者・ご家族のご協力と、職員一人ひとりの奮闘で、着実に前進をしています。関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。法人設立時から掲げてきた、「ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくり」の活動に今後とも力を尽くしたいと思います。

ところで、前号でもご報告しましたように、昨年9月に不知火海沿岸住民（転出者を含む）1,044名の大検診が実施されました。この検診には、全国から135名の医師、221名の看護師を含む711名もの医療従事者・支援者らが参加しました。私たちNPOみなまたからも、5人の事務局・介護職員が加わり、一定の役割を果たしました。特筆すべきは、68名の会員の皆様から40万円を超える募金を寄せていただき、財政的にも大きく寄与することができたことです。この募金は、さっそく検診を実施した実行委員会に寄付いたしましたが、この場を借りて、心からお礼を申し上げます。水俣病の被害者救済の運動はこの一年が大きな山場です。引き続き、皆様方のご支援を心からお願い申し上げます。

また、11月に開催したNPOみなまた職員総会でも出されたように、私たちの事業所の活動を利用者の立場でさらに発展させなくてはなりません。そのためには、利用者と同じ目線で接するとともに、家族の方々との交流が大事だと思います。

個人的な話で恐縮ですが、私たち夫婦はこの11年間にそれぞれの両親の面倒を見る立場にあり、妻の父（89歳）、私の父（94歳）、妻の母（95歳）を黄泉の国に送り、現在、私の母が94歳で入院中です。私は医師ですが、家族の立場で接することが、いかに難しいかを、認知症が出始めた私の母との関係で痛感しています。これらの経験からも、利用者の皆様とともに、家族の皆様方と積極的に対話していくことが大事だと考えています。家族の皆様方と一緒に、より良い介護事業を進めていきましょう。

また、それを担う職員の待遇改善が不可欠です。そのためには、お年寄りの一人ひとりが大事にされるような介護保険制度が実現されなくてはなりません。そのためには政治を変えていく必要があります。幸い今年は2月に水俣市長選挙、7月には参議院選挙がありますので、私たちの願いを実現する絶好の機会です。NPOみなまたの発展のため、皆様と手を取りあって今年も頑張ります。

NPOみなまた 代表理事 藤野 紬



早いものでNPOみなまたを設立して今年で9年目になります。昨年の総会で代表理事を退き藤野紬医師（水俣協立病院名誉院長）に引き継ぐことができました。これまでのご支援に深く感謝申し上げますと共に、引き続きNPOみなまたへのお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

6年ほど前から2度の大病に罹りましたが、何とか克服し、今では、大好きな焼酎の晩酌も復活し元気に過ごしています。

今後も、健康の許す限り、ノーモアミナマタを伝えていけたらと思っています。

NPOみなまた 名誉代表理事 橋口 三郎

いよいよ解決の年に！

ノーモア・ミナマタ訴訟の今後の展望と課題

ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟弁護団

弁護士 高峰 真

2005年10月3日にノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟の第1陣が提訴して、今年で5回目の正月を迎えました。

思い返してみると、ノーモア・ミナマタ訴訟の第1陣提訴の際、当時の小池百合子環境大臣は、「原告側は和解を狙っているようだが、現段階でも和解は考えていない」とコメントしました。そして、そのコメントどおり、国は訴訟の中で徹底抗戦の構えを見せ、こちらに歩み寄ってくることはありませんでした。



私たちノーモア・ミナマタ原告団、弁護団、支援は、そのような国の不当な態度にめげることなく闘い続け、実に4年以上の月日が流れましたが、とうとう環境省の田島一成副大臣が「和解のための事前協議をしたい。」と発言するまでになりました。この変化の要因の一つとして、確かに政権交代も挙げられるでしょうが、民主党が以前から裁判での和解を前面に掲げていたわけではないことからみても、国の態度を変えさせた一番の原動力が私たちの運動の力であることは間違いありません。私たちの運動が着実に実を結んでいっていることに自信を持って良いと思います。

もっとも、安心するのはまだまだ早く、これからが本当の勝負になるでしょう。補償内容をどうするのか、救済対象者の範囲をどのように定めるのか等、問題は山積みです。これらの問題について私たちが納得できる内容にならない限り、和解による解決はできません。今年は、正当な解決を勝ち取るための正念場の年になるでしょう。これまで以上に運動に力を入れる必要があります。

補償内容を正当なものにし、更に救済対象者の範囲を広げるためには、1人でも多くの患者が原告となって声を上げて行くとともに、患者が被害の大きさを世間に訴え、理解させる必要があります。このような運動は今までもやってきたことですが、正念場の今年は、これまで以上に力を入れ、更に大きなものにする必要があるのです。

また、裁判の場では、国側の医師証人の尋問が行われます。弁護団としては、ここで国側の医師証人を叩きのめし、共通診断書の正当性を更に高めるつもりです。そのために弁護団は全力を尽くします。

運動と裁判の両輪が今まで以上に力を尽くすことで、解決への道を確実に前進していくことができます。これまでやってきたことは間違っていなかったのですから、あとは力を少しでも大きくしていくだけです。

今年を解決の年にするために、ノーモア・ミナマタ訴訟の原告団・弁護団・支援は、一枚岩の団結で頑張っていきますので、応援よろしくお願いします。

～水俣病の教訓に学び～

薬害肝炎全国原告団

代表 山口 美智子

11月30日、2年越し3度目の国会で、ようやく「肝炎対策基本法」が制定されました。

薬害肝炎原告団は、昨年1月の「薬害肝炎救済特別措置法」の制定から、あらゆる場で「肝炎問題は終わっていません」と言い続けてきました。それは、国会も世論も、まるで肝炎問題は完結したかのような風潮だったからです。

また、被告製薬企業との和解も進んでいませんでした。そういう時期に、元水俣市長の吉井正澄さんを訪ねる

機会を得て、常に国の背後に隠れてきた被告企業に対して、製薬企業たる企業倫理を迫及しなければと意を強くすることができました。数日後、吉井さんから手紙が届き、更に被告企業と闘う勇気をいただきました。そして、遂に薬害肝炎被害者への謝罪・和解を勝ち取ることができました。

その後、肝炎患者3団体（日本肝臓病患者団体協議会・B型肝炎訴訟原告団・薬害肝炎原告団）が連帯し「もう待てない 350万人のいのち」のスローガンのもと、集会や街頭での全国キャンペーンを展開してきました。約28万筆の署名が集まり、国会にも請願もしました。

政権交代しての臨時国会では、政治の責任を果たしていただけると静観の体勢でいたのですが、国会召集となっても、肝炎法案は上程されないままでした。やはり、当事者である患者自らが動かなければ何も進まない現状を改めて思い知らされ、国会要請行動を重ねました。

その結果、まったなしの肝炎患者の状況を理解していただいた超党派の国会議員の尽力により、薬害肝炎原告団の最終目標である「ウィルス性肝炎患者が安心して治療に専念できる恒久対策」実現への大きな一歩を踏み出すことができました。

これまで、私たち薬害肝炎原告団を支えていただき、共に闘っていただいた皆さまに対して心より感謝申しあげます。



肝炎対策基本法案が全会一致で可決され、傍聴席から手を振る。（左端が筆者）

12月26日 衆院本会議

5月19日、泉南アスベスト国賠の判決

泉南アスベスト弁護団

弁護士 村松 昭夫

1 原告らアスベスト被害者の救済は急務です。

泉南アスベスト国賠は、昨年11月11日、3年半の審理を経て結審し、今年5月19日に判決が言い渡されます。この裁判は、全国各地の職場や日常生活の場で深刻に発生しているアスベスト被害に対する国の責任を問う初めての裁判です。

何よりも、原告ら被害者の救済は急務です。3年半に及ぶ審理のなかで、すでに生存原告20名のうち3名の原告が死亡しました。多くの原告や被害者は、年と共に進行する咳や痰、息切れの苦しみのなかで、いつ酸素吸入をしなければならなくなるのか、その不安とともに、いつ肺がんを発症することになるのか、その恐怖をも抱えながら毎日を送っています。「生きているうちに救済を」は原告らの切実な願いです。



2 アスベスト被害に対する国の責任は、犯罪的というほど重大です。

アスベスト被害に対する国の責任は極めて重いものがあります。国は、70年以上も前から、アスベストの危険性や泉南地域で、すでに重大なアスベスト被害が発生していることを自らの調査で知っていたが、それを放置したのです。それだけでも国の責任は重大ですが、その程度の生やさしいものではありません。国は、戦前、自ら大規模な被害実態調査（「保険院調査」）を行いました。その結果は、石綿肺罹患率12%以上という驚くべき被害発生を示すものでした。ところが、国はこの保険院調査を戦後になっても全く公表せず、被害防止に役立てようとしませんでした。そのために、一般社会のなかでのアスベストの危険性の認識は著しく遅れることになりました。

深刻な被害発生を把握していながら、危険性情報隠しまで行い、敢えて住民のいのちや健康よりも戦争や戦後の経済成長を最優先させ、規制や対策を行わないまま石綿産業を保護、育成、利用し、その結果、泉南地域に「地域ぐるみ」の被害を発生させたのです。

3 アスベスト被害の原点を問う本件裁判には大きな意義があります。

石綿紡織業100年の歴史を持つ泉南地域のアスベスト被害は、わが国のアスベスト被害の原点です。だからこそ、そこには、わが国のアスベスト被害をこれほどまで拡大させた原因と責任、すなわち、国民のいのちや健康よりも、戦争や経済成長を最優先するという国の誤った政策選択が、いかに重大な被害を発生させたか、この国の重大な責任が極めて端的に現れています。

「過去に目を閉じるものは、現在にたいしても盲目である」。70年も前から深刻な被害が発生し、それが絶えることなく続いてきた泉南地域。わが国のアスベスト被害の原点、泉南地域のアスベスト被害の原因と責任の究明なくして、現在における被害者の全面的な救済と万全な対策はあり得ません。それは将来に向かってノンアスベスト社会を構築していくためにも不可欠です。

私たちは、広範な世論を結集して泉南アスベスト国賠を勝ち抜きたいと決意しています。引き続き30万公正判決署名など大きなご支援をお願い申し上げます。

今年もよろしくお願ひ申し上げます



七五三の晴れ姿でお祖母ちゃんを訪問しました。3人のお祖母ちゃんに囲まれて、ちょっと緊張気味です。(キトさん家)



今日も、おキトさんの奏でる三味線の音色が響きます。静かなリビングにもわかに賑わいます。(キトさん家)



入居者のみなさん全員が集合されました。Yさんは、ふれあいの家の開設当初から入居されていて、今年で97歳になられます。今年も、みなさんが、お元気に過ごされますよう、スタッフ一同頑張ります。(ふれあいの家)



農作業が大好きなFさん。やっぱり、収穫の季節はいいですね。
(ご近所の畑で)

開設から今年で7年目

「のがわの家があるから安心」と言って頂けるよう…

のがわの家は、デイサービスと有料老人ホームを運営し、開設から今年で早7年目を迎えます。

NPOみなまたの介護事業は、「人権・安心・共生」を共通の基本理念としています。これを基本に、さらに、のがわの家らしさを表現するために独自の理念をつくりました。のがわの家の頭文字をとって、「**のんびりと、がんばりすぎず、わが家の様に、のどかに、**



(梅北)

(山本)

いごごちよく、えがおとやさしさを」。スタッフ全員の熱い思いが込められています。この理念を大切にお互いを理解し、助け合っているよう日々のケアに取り組んでいます。

のがわの家では、利用定員10名の小規模な点を生かし、家庭的な雰囲気を保ちながらも、生き生きと楽しく過ごしていただけるよう心がけています。午前中に行う手作り感いっぱいのレクリエーションはデイサービスの目玉になっています。その日によって、利用者様の人数も顔ぶれも違い、体を動かすレクリエーションが良かったり、手先を使うものがよかったですので、担当になったスタッフの手腕が試される毎日です。例えば、玉入れをする時は、新聞を丸めて球を作ったりと準備の段階から一緒にしていただきます。さまざまな形や大きさがあつたりと、個性がでますが、それによって話題も広がるし、暗黙の了解で「一人ひとり違う」という事を感じ、お互いを認め合いながら和気あいあいと楽しんでいます。

また、利用者の方に喜んでいただいていることの一つに、入浴があります。

のがわの家の浴室は、広さが家庭のお風呂と変わらないため利用者様が一人ずつの入浴になります。重度の方の場合等はスタッフ二人で介助する事もありますが、基本的には一人に対応しています。

30分～1時間かけての入浴は、1対1でゆっくり話が出来る時間です。日頃は他の利用者様を気にしてか、あまり自分から話されない方も、入浴の時は湯船につかり、リラックスできるのか、不安な気持ちを打ち明けられたり、中には、お嫁さんの愚痴をこぼされる方もいます。時間に追われがちですが、利用者様の思いを聞ける貴重な時間だと考え、大切にしています。

のがわの家は有料老人ホームを併設しており、介護度5の方もホームから毎日デイサービスに参加されています。また、ショートステイもあり、馴染みの関係の中で泊まっていただけます。急な要望にもタイムリーに対応できるよう心掛け、「のがわの家があるから安心」と言って頂けるよう、これからも頑張っていきたいと思います。



のがわの家スタッフ 梅北 直美
山本 ちあき

薬害イレッサ訴訟の現状と課題

薬害イレッサ東日本訴訟

弁護士 阿部 哲二

1、薬害イレッサ・・・イレッサだけ、日本だけの被害

イレッサとは、2002年7月5日に、厚生労働省が世界で最初に日本で肺がん用抗がん剤として承認したクスリです。申請から5ヶ月余という異例のスピード審査でした。

これまでの抗がん剤が正常細胞にもダメージを与えたのに対し、イレッサは分子標的薬と呼ばれ、ガン細胞に特異的に作用することから、「副作用の少ない夢のような薬」ともてはやされました。しかし、発売から3ヶ月後には10名以上の副作用死が出て、緊急安全性情報が発出されました。発売から2年半で600人近い人がなくなり、2009年9月末までに799名の死亡が報告されています。抗がん剤に副作用はつきものだと思いますが、800人もの患者の命を奪った抗がん剤はイレッサだけ、日本だけです。その数字は突出しているのです。

薬害イレッサ訴訟は、このような副作用死を出したイレッサを販売するアストラゼネカ社と、これを輸入承認した国の責任を、被害者遺族が問う訴訟です。

2004年7月に大阪で、同年11月に東京で始まりました。



2、延命効果なし

がんの腫瘍が縮小するとして承認されたイレッサですが、抗がん剤に求められる延命効果は日本人には認められませんでした。アメリカでは一旦承認されたものの新規患者への投与が禁止されました。

薬害イレッサ訴訟では、このようにイレッサが薬としての本来的な有用性を有していないとして、欠陥商品を販売承認した責任を第一に追及しています。抗がん剤として有すべき延命効果がなく、一方、間質性肺炎という重篤な副作用を多発するイレッサは、明らかにバランスを欠いた欠陥商品なのです。

このような訴訟に対し、それでも、イレッサが効いた人がいるのではないかという意見があります。しかし、薬の効果は大規模比較試験によって判断するというのが、科学的な立場のはずです。患者はわらをもすがる思いです。しかし、わらを国が投げ、企業が利益をあげてはならないのです。

2007年2月、ドセタキセルという他の抗がん剤と比較する国内第3相試験の結果が公表されました。承認の際の条件とされた試験でも有効性を示すのに失敗しました。効いた患者がいる、少なくとも東洋人には効きそうだという推測や期待だけにすぎることが、いかに許されないかがハッキリしたのです。

3、2010年の全面解決を求めて

裁判は、東京・大阪とも2010年に結審します。

私達は、この裁判を通じて

- ① 被害者遺族への謝罪と償い
- ② イレッサの承認のあり方の見直し
- ③ 抗がん剤副作用死被害救済制度の創設
- ④ イレッサ承認過程の検証等を通じての薬害再発防止への取り組み

を求めています。この要求を実現し2010年の全面解決が出来るように頑張ります。ご支援下さい。

編集後記

今年の水俣病問題をきちんと解決する上で最大の山場を迎えます。被害者みなさんの闘いに連帯し、悔いの残らない結果を残したいと思います。全国のみなさまのお力添えをよろしくお願いいたします。